

令和三年六月二十五日受領
答弁第二二二八号

内閣衆質二〇四第二二八号

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員中谷一馬君提出政府が民間事業者に委託している検疫業務にかかる支援業務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出政府が民間事業者に委託している検疫業務にかかる支援業務に関する質問
に対する答弁書

一について

御指摘の「検査補助業務」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、成田空港検疫所は、同検疫所において実施する新型コロナウイルス感染症に係る検疫に関する業務を補助する業務の一部（以下「補助業務」という。）を航空会社等に委託しているところ、補助業務に従事する者に対し、PCR検査を実施していない。

二及び三について

御指摘の「検査補助業務」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、成田空港検疫所と航空会社等との補助業務に関する契約において、同検疫所において実施する補助業務に従事する者の属性については指定しておらず、「国際線業務に従事する客室乗務員は含まれているのか」とのお尋ねについては把握していない。また、「このような事実があるのかについて、政府は確認を行っているのか」とのお尋ねについては確認を行っていない。

四について

御指摘の「検査補助業務」及び「それぞれの場所に適した感染防護具等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、成田空港検疫所と航空会社等との補助業務に関する契約において、例えば、同検疫所において実施する補助業務に従事する者に対して、当該補助業務において使用するマスク、フェイスガード及び手袋を支給することとしている。